

高鍋東中学校部活動規約

1 部活動の目的

- (1) 部顧問の指導のもと、心・技・体及び人間性を高めるものである。
- (2) 自分の興味・関心のあるものに対して、さらにその力を高め、自分の特技として磨き合い、充実した中学校生活を送るためのものである。
- (3) 同じ志をもつ生徒との触れ合いの中で、協力・責任、努力などの経験を通して、自身の気力・体力を身につけるものである。

2 部活動の在り方

- (1) 自主的活動であるので、自分の意志で入部する。
- (2) 期間は原則1年間を単位とする。(入部届の提出)
- (3) 入部・退部については、保護者の承認と学級担任・部顧問の承認を必要とし、手続きをきちんと行うこと。
- (4) 中学生として規律ある生活ができることを前提として、学校の決まり・部の決まりをきちんと守り、礼儀正しい言動が取れるようにすること。このことに反するような行動があった場合は、部活動の停止や退部になる場合もある。
- (5) 中体連（総合・秋季）大会等への参加については、(4)の項目を基準に学校代表としてふさわしいかどうかを必要に応じて部顧問会・職員会等で審議し、校長が承認し選手登録する。

〈審議項目〉

- 学習面・・・授業中の態度・課題などの実施状況・学習用具等の準備状況
- 生活面・・・服装容疑面の状況・礼儀作法・不用品の持込・問題行動等
学級の一員としての係活動や生徒会活動への責任ある行動

3 部活動の状況（令和5年4月現在）

軟式野球部 サッカー部 バasketボール部 ソフトテニス部 バレーボール部 卓球部
柔道部 吹奏楽部 ※文芸・ボランティア同好会

※ 文芸・ボランティア同好会は、部活動として生徒の活動を認めるが、基本は、現存する部活動を優先し、募集・活動する。募集については、5月以降とし、活動は基本1年とする。担当教諭がない場合は募集しない。

参考：校外競技

学校での部活動としては認めていないが、中体連大会出場許可願を提出することで、中体連が主催する大会に引率教諭をつけて参加することができる。

バドミントン 陸上 水泳 空手 弓道 剣道 硬式テニス

4 入部願い提出・部活動体験期間について

(1) 入部届及び校外部活動の中体連出場許可願の提出について

	部活動入部届		校外競技の中体連出場許可願について	
	2・3年生	新入生	2・3年生	新入生
配布	始業式頃	4月末頃	4月中旬頃	4月中旬頃
締め切り	配布後1週間から2週間を目処に学校で指定する。			
提出の流れ	学級担任に提出し、体育科が集約し、各部活動顧問へ渡す。			

(2) 1年生の部活動体験期間について

【日時】 入学式翌日から4月末まで

【時間】 新入生の体力を考慮し、活動時間は約50分とし、下校する。

(3) 1年生への入部直後の配慮について

- ・ 1年生の入部直後の大会参加については、春季休業中の部活動参加は認めないこともあり原則として禁止するが、1年生の参加がないと大会に出場できない場合、部員数の関係でやむを得ない場合は、本人・保護者の承諾を必ず確認し、管理職の許可を得る。

5 部活動の時間

(1) 1日の活動時間

原則として平日では2時間程度、学期中の土曜日及び日曜日・祝日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行うこと。(練習試合や講師等による練習会は除く)。

(2) 部活動終了時刻

基本的に、年間通して午後4時30分に終了し、部顧問の判断で午後5時まで活動できる。ただし、大会前や部活動指導員等の指導者の状況、拠点校部活動や地域部活動として活動する場合はこの限りではない。(平常日は原則2時間程度の練習時間を遵守し、これまでのような統一終了時刻ではなくなる。)

(3) 下校時間について

部顧問は、原則、部員が校門を出るまで見届けを行うが、各部キャプテンを中心に下校時刻を守るようにする。

6 休養日について

(1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、少なくとも1日を休養日とすること(各種大会、コンクール、地域のイベントを除く)。土曜日及び日曜日に大会参加等で2日活動した場合は、休養日を次の週末に振り替える。

(2) 家庭の日(第3日曜日)は、大会等特別な場合を除き、休養日とする。なお、家庭の日に部活動を実施する場合は、前後の週の日曜日や祝日に休養日を振り替え、休養日を確保すること。

※ 3連休以上の中日に「家庭の日」が入るときは、考慮することができる。

(3) 毎週、1回以上は「学校のリフレッシュデー」とし、部活動は全て休みとし、生徒は速やかに下校する。ただし、特別な事情があるときは、部活動顧問会(職員会)での共通理解を図り、校長の判断のもと実施することができる。

(4) 長期休業期間は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設ける。

7 出欠について

部活動を欠席または遅刻する場合は、必ず理由を直接部顧問に届けるようにすること。

8 部活動生の自転車利用について

- ・ 自転車を利用する場合は、保護者の責任のもと必ずヘルメットを着用し、交通安全に細心の注意を払うこと。
- ・ ヘルメットの未着用や二人乗り、並進などの違反行為や危険な行為があった場合は、該当者の自転車の利用とともに、部活動も停止とする。

9 途中入部・校外競技の2重申請について

(1) 年度途中の入部、退部について

入部申請があれば受け入れる。ただし退部については、慎重に教育相談を行った後に受け入れる。

(2) 2重申請について

- 例えば、校外競技の陸上競技と水泳で中体連大会参加申請があった場合
 - ・ 夏の県大会は、日程が重なるため参加できない。どちらか1種目を選ぶことになる。
 - ・ 秋の県大会は、日程が重ならないので出場が可能である。
 - ・ 本人の意思とともに、出場する力があるかどうかを顧問と判断する。
- 希望により2つの部活動に所属することは可能である。ただし、中体連大会出場については、どちらか1種目を選ぶことになる。

10 校内テスト期間中の部活動について

(1) 校内テストの5日前から校内テスト終了日まで部活動停止にする。

(2) テスト期間中の部活動等の大会参加について、次の場合は大会への参加を認める。

- 県大会以上及び当該大会が上位大会につながる大会であること。

〈参加を認める理由〉

- ・ スポーツ活動が生徒の中学校卒業後の進路を左右する面があること。
- ・ 大会の成績や活躍が高校進学にあたって、高校の選択、推薦・特待等につながるケースがあり、将来へ大きな影響が考えられるため。
- ・ 目標や意欲をもって充実した高校生活を送ることにもつなげるため。

- その大会が地域（高鍋町）の公共団体主催の大会であること。

〈参加を認める理由〉

- ・ 学校は、地域の支えや協力があって円滑な運営や効果的な教育を行うことができるため。
- ・ 学校も地域振興に協力することが、相互信頼を増すとともに、生徒の地域住民としてのアイデンティティを育むことにつながるため。

(3) 大会参加の条件

- テスト期間中に練習や大会に参加する日数分だけ、事前に部活動を休みにして、部活動顧問が付いてテスト勉強の時間を確保し学習を行う。文武両道を意識して部活動に取り組む。

1 1 部活動練習の延長について

- (1) 部活動の延長は、下記の条件のもとで実施することができる。
- 部顧問の判断で行われる。
 - 練習の時間延長できる大会
 - ・ 県中体連秋季大会、九州中体連や全国中体連
 - ・ 協会主催の九州大会、全国大会につながる大会、県大会で終わる大会・競技は含まない
 - 練習の時間が延長できる期間（大会の2週間前からとする。）
 - 延長時間は30分間とする。
 - 日没後等、生徒が一人で下校することがないように保護者の協力を得る。
- (2) 部活動練習の延長が必要な場合は、必ず以下の手続きを行う。
- 事前に「部活動延長」について保護者と連携し了解をとる。（了解が得られない生徒の参加は、通常の時間内とする。）
 - 「部活動延長」を職員に周知する。

1 2 部活動実施計画について

部顧問は、必要に応じて部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加等）を作成し、各部所属の生徒・保護者に配布する。また、各部活動の休養日の計画・実施については、各部顧問が設定し「実施計画及び実績簿」を校長に報告する。

1 3 キャプテン会について

- (1) キャプテン会の目的
- 部活動について、積極的に話し合い、意見を交換しながら活動の充実を図る。
 - 全部活動の共通理解を図り、協力しようとする力を高める。
- (2) 協議内容
- 部活動紹介・部活動の在り方・新入生の体験入部について
 - 選手激励式の打ち合わせ、各部活動の諸問題について、その他

1 4 部室の使い方

- (1) 部室はみんなが使う道具を収納する倉庫として使用する。
- (2) 部室に必要なもの以外は置かない。私物は置かない。（教科書や授業で使うもの、作品など）
- (3) 定期的に清掃を行い、常に整理整頓する。
- (4) 鍵の管理、施錠の確認等、キャプテンを中心に責任をもって管理し、部顧問への報告を行う。
- (5) 部室の鍵は、原則として職員室で管理する。ただし、土・日等に使用する場合は、週末にキャプテンが部顧問の許可のもとに持ち帰り、週明けの朝に職員室速やかに返却する。
- (6) 他部の部室への出入りはしない。原則として、部活動の時間以外には部室をあけない。
- (7) 部室での飲食は絶対にしない。

1 5 更衣・練習場所・荷物の管理について

- (1) 更衣は、更衣室・部室で行い、かばん及びサブバッグ等については、部室または、活動場所から目

の届くところに置いておく。(教室に置かない)

- (2) 荷物は部でまとめておき、盗難がないように気を付ける。(貴重品があれば、部顧問に預ける)
- (3) 個人の持ち物は、必ずサブバッグに保管する。
- (4) 使用後は、戸締り・消灯・清掃を行い、活動場所を大切にすること。特に、部室や体育館の窓や出入り口の施錠に気を付ける)
- (5) 雨天時に教室等を使用する場合は、必ず該当教室の学級担任の許可を得て活動し、使用に際しては個人の机やロッカーなどみだりに触らない。また、活動終了後は整理整頓し、学級担任や部顧問に報告をする。
- (6) 雨天時に使用した教室や廊下は、きちんと清掃をしておくこと。

16 罰則について

部活動の活動の決まりを守れない場合は、部活動停止もしくは大会出場停止、場合によっては退部とする。問題行動を起こした場合の対処最低基準(部活動顧問会)は次の通りとする。

- 毎日の活動は許可するが、練習試合、公式戦は出場禁止(但し、直近の試合)とする。ただし帯同は許可する。

17 校外競技への移行または廃部について

- (1) その年度当初の1年生の入部手続きを終えた段階において、2年生と1年生の部員数の合計が、各競技の規定人数に達しない部は、「校外競技移行または廃部対象」となり、条件に当てはまると「校外競技または廃部」とする。
- (2) 校外競技への移行または廃部の条件
 - 西都児湯地区中学校体育連盟が主催する秋季大会(地区大会がない場合も含む)に、既定の人数で2回連続出場できなかった場合。
 - ※ 他校との合同チームで出場した場合や他の部や部活動未加入生徒の一時的な出場も該当する。
 - 文化部(吹奏楽部)については、2年連続して1年生の入部希望者が1名以下だった場合。

各競技の規定人数について

部活動	軟式野球	サッカー	バレーボール	バスケットボール	ソフトテニス	卓球	柔道
規定人数	9	11	6	5	4	4	男3 女2

- (3) その他
 - 柔道部については、この条件に関わらず、専門性のある部顧問(教職員)がいない場合は、校外競技へ移行する。
 - 学校の運営上、部活動の削減が避けられない場合や活動に支障を来すことが発生した場合は、以上の条件に関係なく職員会での協議を経て、校長が存続等についての判断を行う。

18 その他

- 部活動での怪我等発生した場合は、部顧問の指示で対応する。
- 医療費がともなう場合はスポーツ振興センター保険を適用する。

スポーツ振興センター保険を適用の条件

- ① その部活動に入部しているか。(在籍しているか。)
 - ② 部顧問が計画にのっとって練習時に指導しているか。
 - ③ 3年生の部活動引退後の練習について、学校として部活動の位置付けをしているか。
 - ④ 卒業日以降は対象外となる。(町のこども医療費助成制度を利用する。[中3まで無料])
- ※ 高校への練習参加については、県校長会取り決めによる。保護者が校長に報告しなければならない等の約束事を遵守する。
- ※ 校外競技等の地域スポーツへの参加は、学校管理下ではない。親の責任者のもとでの参加となる。
- この規約は、令和5年4月1日から運用する。